令和７年10月21日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

決算特別委員会記録

（ 第 ３ 号 ）

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

決算特別委員会記録（第３号）

開会の日時、場所

年月日　　令和７年10月21日（火曜日）
開　会　　午前10時１分
散　会　　午後０時15分
場　所　　第７委員会室

本日の委員会に付した事件

１	令和７年第５回議会乙第13号議案	令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について
２	令和７年第５回議会認定第１号	令和６年度沖縄一般会計決算の認定について
３	令和７年第５回議会認定第２号	令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
４	令和７年第５回議会認定第３号	令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
５	令和７年第５回議会認定第４号	令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
６	令和７年第５回議会認定第５号	令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
７	令和７年第５回議会認定第６号	令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
８	令和７年第５回議会認定第７号	令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
９	令和７年第５回議会認定第８号	令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
10	令和７年第５回議会認定第９号	令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
11	令和７年第５回議会認定第10号	令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
12	令和７年第５回議会認定第11号	令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
13	令和７年第５回議会認定第12号	令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
14	令和７年第５回議会認定第13号	令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
15	令和７年第５回議会認定第14号	令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
16	令和７年第５回議会認定第15号	令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
17	令和７年第５回議会認定第16号	令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
18	令和７年第５回議会認定第17号	令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
19	令和７年第５回議会認定第18号	令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
20	令和７年第５回議会認定第19号	令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
21	令和７年第５回議会認定第20号	令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
22	令和７年第５回議会認定第21号	令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
23	令和７年第５回議会認定第22号	令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
24	令和７年第５回議会認定第23号	令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
25	令和７年第５回議会認定第24号	令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

出　席　委　員

委員長	仲　村　家　治			
副委員長	仲　村　未　央			
委　　員	新　垣　善　之	新　里　　匠	大　屋　政　善	小　渡　良太郎
	新　垣　　新	島　尻　忠　明	幸　喜　　愛	玉　城　健一郎
	山　内　末　子	新　垣　光　栄	糸　数　昌　洋	西　銘　純　恵
	瑞慶覧　長　風	當　間　盛　夫		

欠　席　委　員

下　地　康　教

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉　城　デニー
知事公室長	溜　　政　仁
基地対策課長	玉　元　宏一朗
消防防災対策課長	照　屋　陽　一
総務部長	宮　城　嗣　吉
農林水産部長	喜屋武　盛　人
商工労働部長	知　念　百　代
文化観光スポーツ部長	諸見里　　真
ＭＩＣＥ推進課長	與　座　直　也
会計管理者	友　利　公　子

○仲村家治委員長　ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

令和７年第５回議会乙第13号議案の議決議案１件及び令和７年第５回議会認定第１号から同認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事の出席を求めております。

なお、総括質疑の実施方法につきましては、タブレットでお示ししました10月17日の本委員会において決定したとおりとなっておりますので、御承知おき願います。

また、下地康教委員は本日欠席となっておりますので、同委員より通告のありました質疑についてはその効力を失うこととなります。

それでは、これより直ちに総括質疑を行います。新垣新委員。

○新垣新委員　それでは質疑を行います。

大項目１、赤土流出防止に向けた基本的な農地対策など部局横断的な取組について。

赤土流出は依然として深刻であり、単なる防止施設の整備では限界があり、農地造成や営農形態の見直しを含む部局横断的な取組が必要である。

県として、具体的な連携体制をどう構築していくか考えを伺う。

○玉城デニー知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。おはようございます。

決算特別委員会、真摯に答弁に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

新垣新委員の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、赤土等の流出防止対策の総合的、計画的な実施を目的に、平成25年に沖縄県赤土等流出防止対策基本計画、令和５年に第二次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画を策定し、基本方針の一つに、農地からの赤土等流出防止対策の強化を位置づけるなど、流出防止対策を実施しております。

また本計画の推進に当たって、県庁内に副知事を委員長、環境部長を副委員長、庁内各部長級職員を構成員といたしました沖縄県赤土等流出防止対策協議会を組織し、横断的な体制により、部局間で連携して対策に取り組んでいるところです。

農地からの赤土等流出防止は、環境問題の重要な課題の一つであり、引き続き対策の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○新垣新委員　赤土が流出している市町村はどのくらいあるのかお聞かせください。

○喜屋武盛人農林水産部長　お答えいたします。

環境部が設定いたしました第二次沖縄県赤土等流出防止基本計画によりますと、沖縄県全域で赤土の流出が顕著に見られる76地域を監視地域として指定しておりまして、これらの中から、特に環境保全の観点から守るべき自然環境がある22地域を重点監視地域として指定しております。

この重点監視地域の約７割を、北部と八重山圏域で占めております。重点監視地域といたしましては、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、中部圏域ではうるま市、南部圏域では糸満市、久米島町で、宮古圏域では宮古島市、八重山圏域では、石垣市、竹富町というふうになっているところでございます。

○新垣新委員　この件におきまして、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画においてですね、市町村との連携。重ねて、なかなか厳しい状況に至って、環境問題等に大きく影響しています。特にサンゴ、モズク、アーサ等々に影響が出ているという問題を深刻に捉えるべきだと思いますが、改めて知事に伺いますが、この問題は市町村に出向いて、現場も見て、指導助言を強く申入れながら、県と市町村とのさらなる強い連携が必要だと思いますが、知事の見解を求めます。

○喜屋武盛人農林水産部長　お答えいたします。

第二次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画においては、重点監視地域となっている市町村等では、営農上の赤土等流出防止対策を具体的に推進するため、市町村協議会を設置しております。

県では、現在12市町村の協議会に農業環境コーディネーターを配置し支援しているところであり、同コーディネーターが農家への赤土等の流出防止対策の支援指導や、地域イベントなどを通じた普及啓発活動を行っております。

さらに、農林水産部においては、市町村協議会の活動を支援するため、部内関係課及び各市町村協議会を構成員とした沖縄県赤土等流出防止営農対策連絡協議会を設置しており、市町村における取組状況や課題等について協議、対策に当たっているところでございます。

以上です。

○玉城デニー知事　お答えいたします。

主に環境面の御不安の指摘でございますけれども当然、サンゴ、モズク、アーサ、それから底生生物等に非常に大きな影響を与えるのが、この赤土流出等及びその沈殿による対策が問題となっております。部長から答弁をさせていただきましたけれども、12市町村の協議会で、農業環境のコーディネーターを配置、農業対策はもちろんですが、環境面においても十分配慮するようにということでこの計画をつくり、取り組ませていただいております。

引き続き、市町村から要望がありましたらその環境面の強化に対しても、県からも支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○仲村家治委員長　休憩いたします。

（休憩中に、新垣委員より知事自ら現場に出向いているかを聞いているとの説明があった。）

○仲村家治委員長　再開いたします。

玉城デニー知事。

○玉城デニー知事　これまでにも現場視察の要望がありました際には、現場に出向いて実際にその赤土の流出状況を見て、そしてその原因となっている畑地等において、あるいはその砂防ダム等においても視察をさせていただいております。引き続き、そういう状況をしっかりと把握をさせていただきながら、適宜適切に必要な支援を行ってまいりたいと思います。

○新垣新委員　続きまして、大項目２、進捗が遅れているＭＩＣＥ施設整備に係る今後の方針について。ＭＩＣＥ施設整備は観光・経済振興の要だが、県として、整備手法の見直しや民間活力導入の可能性をどのように検討しているのか伺う。

○玉城デニー知事　沖縄県では、現在大型ＭＩＣＥ施設整備に係る基本計画の改定に向けて、事業条件、実現性の高い官民連携の手法、事業スケジュール等検討を進めております。具体的には、ＭＩＣＥ需要動向調査を踏まえたコンセッション方式採用の現行計画の精査、そしてホテル整備を含む事業範囲の検討のほか、都市計画法の用途地域変更等の手続を進めている状況にあります。

沖縄県としましては、令和７年度の基本計画改定後は、ＰＦＩの手続を進め、可能な限り早期に大型ＭＩＣＥ施設を整備し、東海岸地域の振興による県土の均衡ある発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○新垣新委員　ＰＦＩを導入することによって、経済効果等はどのような形で見込んでいるのか伺います。

○與座直也ＭＩＣＥ推進課長　先月公表しました整備計画案のほうで示したところですが、経済波及効果については下位モデルから上位モデルまで作成しまして、波及効果を30億円から80億円というふうに見込んでいるところです。

以上です。

すみません。今、もう一つのＪスタのほう答えていました。申し訳ありません、訂正します。

経済波及効果につきましては551億円のほうを見込んでおります。

以上であります。

○新垣新委員　構想は現実に向かないといけないんですが、もう11年間成果が見えないままです。

知事、もうこれ以上変更はないと理解してよろしいですか。

○玉城デニー知事　ＭＩＣＥ施設の整備に関しては変更はございません。

○新垣新委員　今度は実現できる可能性が高いと理解してよろしいですか。

○玉城デニー知事　先ほど答弁させていただきました、ＭＩＣＥの需要動向調査を踏まえたコンセッション方式の調査の精査、あるいは、前回はホテルの建築と経営までも含めての発注をかけたところ、それが不調に終わったということもありまして、その内容についてもしっかりと精査をしながら、適切な規模と経営が可能な範囲でのサウンディングも現在行っておりますので、そこも含めて丁寧に点検し、整備に向けた手続を進めてまいりたいと思います。

○新垣新委員　改めてもうこれ以上変更はない、確実に着実にこのＰＦＩ導入の成果が出ると理解して、強い知事のメッセージをいただきたいんですがいかがですか。

期待していますよ。県民は。

○玉城デニー知事　重ねて申し上げますけれども、なぜ受注に至らなかったのかということは、しっかりと精査をする必要があると考えておりますし、またそれに参画をする企業がどのような規模で、あるいはどのような内容で、その意志を持っていらっしゃるかということも丁寧に伺う必要があると思います。その上での多少の変更は伴うかもしれませんけれども、計画そのものは着実に進めていけるように、均衡ある県土の発展を目指して取り組んでまいります。

○新垣新委員　頑張ってください。

○仲村家治委員長　大屋政善委員。

○大屋政善委員　総合防災計画における消防防災ヘリの導入及び運用について、総括質疑の中から質疑をさせていただきます。災害の大規模化、多発化が進む中で、消防防災ヘリの導入は喫緊の課題であるが、県として導入の見通し、費用負担、運行管理の在り方をどのように考えているか伺います。

○玉城デニー知事　お答えいたします。

消防防災ヘリの導入につきましては、県及び全市町村で構成する協議会で可決された議案に対し、39の市町村から承認をいただいておりますが、現時点ではまだ石垣市及びうるま市からは承認をいただけておりません。県としては、両市から意見のある夜間運航や２機体制について、根拠を持って説明できるよう、既に運用実績のある他県の航空隊を対象に、航空隊の発足から夜間運航や２機体制を取るまでの運用上の課題等を確認し、石垣市、うるま市の２市や協議会に説明を行うなど消防防災ヘリの導入に向けて取り組んでおります。

また、費用の負担につきましては、市町村が航空隊員の人件費を負担し、県が機体や施設の整備に係る初期費用や維持管理費、運行委託料等を負担することとしております。

運行管理につきましては、運行責任者を県職員とし、運行管理者、操縦士、整備士を民間業者へ委託、航空隊員を市町村消防からの派遣とすることとしております。

以上でございます。

○大屋政善委員　うるま市、石垣市からまだ了解をもらえていないという答弁がありましたが、内容も今説明あったんですけれど、そのうるま市、石垣市との話合いがどういう形になっているのか、お話できればお願いします。

○溜政仁知事公室長　知事から、うるま市、石垣市からは承認をいただけてないという御説明をさせていただきました。両市につきまして私以下、担当までの各レベルにおいて現状の説明と、あるいはその必要性等の説明を随時、市長なり担当者なりに説明を行い調整を進めているというところでございます。

以上です。

○大屋政善委員　うるま市、石垣市とのこういった話合いを何回持たれておりますか。

○照屋陽一消防防災対策課長　お答えします。

今２年分ちょっとお話ししたいと思いますけれども。令和５年度はですね、市町村の意見交換を１回していまして、うるま市に関しては、２回訪問して

ございます。市長説明が１回、また消防長への説明が１回となってございます。令和６年度はうるま市に関しましては計２回訪問していまして、市長説明が１回、先ほどと同じく消防長への説明が１回ということになってございます。

以上でございます。

○大屋政善委員　その市長面談の内容をお聞かせください。

○照屋陽一消防防災対策課長　お答えします。

石垣市長とうるま市長から、航空隊の隊員として市町村消防職員を派遣することに対して意見があると。また基地整備場所を中城村の消防学校としていること、また夜間運行を当初からやるべきではないか、当初から２機体制をすべきではないか等について、これまで意見がありましたので、これについて御説明しているところでございます。

○大屋政善委員　今答弁がありましたように、その話合いの中で折り合いがつきそうなことはありますか。

○溜政仁知事公室長　先ほど知事からも御説明させていただいたところなんですけれども、両市からはそういう２機体制あるいは夜間の運行という話がありますので、先行して他県で２機体制あるいは夜間の運行をやっている都道府県について、まずは調査して、当初からどのぐらいかかってそういう体制になったのかというのを現在調査をしていて、それについて整理して、改めて説明をしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○大屋政善委員　大体いつ頃までに調査できそうですか。それと併せて職員の身分はどうなんですか。

○照屋陽一消防防災対策課長　この調査に関してなんですけれども、夜間運航に関しましては、既に８月後半に行ってございます。２機体制につきましては11月中に計画しているところでございます。

それとあと１点ありました身分についてなんですけれども、この消防からの派遣職員の身分の取扱いに関しましては、協議会に設置しておりますワーキンググループの中で検討しておりまして、これは地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣として、派遣元の身分を有したまま、県職員として併任するというふうにお話をしています。

なお消防防災航空センターに関しましては、県庁内の組織として設置することになります。

以上でございます。

○大屋政善委員　今、派遣職員については県職員という身分をやるということで答弁がありますが、例えば派遣職員というのは各市町村から派遣された場合には、人事異動がある中で、異動する度に講習を受けなければいけないんですよね。いろいろな研修や講習。３年に１回あるいは２年に１回そういう形にするよりは、逆に県職員として県で職員を抱えて、その職員を常駐させるような形にはできないですか。

○溜政仁知事公室長　航空隊につきましては、市町村の消防を支援するために、消防組織法に基づき都道府県が設置するものとなっており、その設置に当たっては、国からの通知において、消防職員による専門の活動組織の編成を図ることが適当であるとの考え方が示されております。このため全国的に、県が職員を採用し航空隊を編成している事例はないということでございます。

また、航空隊経験者が消防本部に戻ることにより、地上と航空隊の連携が深まり、消防力向上につながることもあり、航空隊の編成は市町村消防職員の派遣によって確保する方法が適切であるというふうに考えております。

以上です。

○大屋政善委員　御答弁ありがとうございます。あと１点、米軍との航空圏といいますか、そういった関係の調整はどうなっていますか。

○溜政仁知事公室長　ヘリ基地を現在予定している消防学校は、普天間飛行場の航空交通管制圏に位置しているということです。令和５年に海兵隊の普天間飛行場の運用担当の少佐等へ、現場の整備計画等について説明をしたところでございます。米軍からは、運用開始が近づいたら、緊急時に米軍より防災ヘリを優先的に活動させる場合の運用方法や、パイロットに運行スケジュール等の細かな内容を説明したいなど、安全な運用に向けた助言もあったところであり、協力する旨の意向を確認しております。

なお、消防学校と同じ管制圏で運用している、浦添の前田にある浦添総合病院のドクターヘリについても、米軍機より優先して飛行許可を得られているということでございます。

以上です。

○大屋政善委員　分かりました。ありがとうございます。

○仲村家治委員長　新垣善之委員。

○新垣善之委員　お願いします。

１つ目に、臨時財政対策債の借換えについてです。令和７年度当初予算が修正されましたが、実際

の借換え額はどのようになっていますか。お願いします。

○宮城嗣吉総務部長　令和７年度の公債管理特別会計における借換債の予算額は、修正議決され231億円が計上されております。当該借換債の借入れは、借入れ対象の償還期日を踏まえ、来年の３月に行われるため、現時点においては借入実績はございません。

なお、令和６年度の借換えは、予算額115億円について今年３月に借入れを行っており、全額臨時財政対策債となっております。

以上です。

○新垣善之委員　それでは今後の借換え方針について伺います。

○玉城デニー知事　借換債の予算計上に当たりましては、世代間負担の公平性、年度ごとの公債費負担の軽減の観点も踏まえ、慎重に対応しております。具体的には、必要な事業に対して、国庫補助金など活用可能な財源を充当した上で、なお生ずる一般財源の不足分を補うため、財政調整基金等残高、そして今後の借換え可能額、財政状況等を考慮しながら、借換債を計上しております。

なお今後の臨時財政対策債に係る借換債の予算計上については、これから進めます令和８年度の当初予算の編成過程で検討することとしておりますが、喫緊の課題である物価高への対応あるいはインフラの長寿命化等、将来を見据えた投資などの対策等を実施する必要があることから、臨時財政対策債を含む借換え可能額全額の借換えを視野に、調整をしてまいりたいというように今のところ考えております。

○新垣善之委員　続いて２つ目です。

基金の運用状況と今後の見通しについてお伺いします。

県が保有する各種基金の運用利回りは低位にありますが、一括運用の検討状況、金利上昇局面での運用方針、債権ラダー型運用など、リスク分散策をどう考えているのかをお伺いします。

○玉城デニー知事　お答えいたします。

金利のある時代を迎え、効率的な基金の運用による運用益の確保はやはり今後重要になるものと考えております。そのため、一括運用を含めて、どのような方法が適切か、金利上昇局面における運用方針については、他県における取組なども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

また今後の見通しにつきましては、複数年度にわたる基金の執行見込みを精緻に把握する必要があるものと考えております。特に、債券の運用に当たっては、どのようなリスク分散等が適切か、やはり他県における取組なども参考にしながら検討していきたいと考えております。

○新垣善之委員　県の基金運用は安全性を最優先として行われておりますが、今後、金利変動リスクや市場環境の変化に対応していくためには、専門的な運用の知識や、分析体制の強化が必要だと考えます。出納事務局や総務部として金融専門人材の配置や外部アドバイザーの活用など、運用体制の高度化を検討しているのかお伺いします。

○玉城デニー知事　全庁にわたる課題というように受け止めておりますので、私から答弁させていただきますが、委員御提案のとおり、基金の効率的な運用を実現するためには、やはり専門的な知識や分析体制を整える必要があるということは十分認識をしております。その上で、金融専門の人材配置や育成につきましては、どのような対応と登用が可能かということは、しっかり検討していかなければならないということも考えております。

また、いわゆる外部アドバイザーの活用につきましては、こちらも他県の状況などもしっかり調査をしながら検討を進めていければというふうに考えております。

以上です。

○新垣善之委員　現在、基金ごとに個別運用されておりますが、今後、規模の経済を生かして一括運用や統合管理を進めることで、より高い利回りや効率的な資金管理が可能になると考えます。この点について県として、どのような課題認識を持ち、実現可能性をどのように検討しているのかお伺いします。

○友利公子会計管理者　お答えいたします。

一括運用につきましては、複数年度にわたる基金の執行見込みを精緻に把握した上で実施する必要があるものと考えております。特に、債券運用に当たりましては、どのようなリスク分散策が適切か調査・研究する必要があることから、他県における取組なども参考にしながら検討してまいります。

以上です。

○新垣善之委員　今後の財政運営において、しっかり実現可能になるようによろしくお願いします。

以上です。

○仲村家治委員長　小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員　質疑に当たって、まず通告にも書いてあるんですが、ワシントン駐在問題について

は、令和６年12月24日付で法人設立に関する追認手続を行って、過去の一連の行為は正当化されるというふうにされているんですけれども、その法的根拠は百条委員会の審議においても明らかとなっておりません。

また知事自ら設置した検証委員会でも、違法の疑いを指摘されております。監査委員からは不適切な事務処理が継続されていたとの指摘もある以上で、正当化されたとするには大いに疑義がある、あまりにも根拠が希薄であるということを前提とした上で、通告のとおり質疑を行いたいと思います。

まず１番、ワシントン駐在活動事業に係る委託料支出の適法性等及び非弁行為への支払いではないかということについて、一部非弁行為と指摘された業務を含む委託料を経由した、追加払込資本による赤字補填というスキームが明らかになっておりますが、会計原則に適合するのかどうかいまだに不明であります。こうした事態に対する予算執行責任者としての知事の認識を伺います。

○玉城デニー知事　お答えいたします。

コロンビア特別区における非弁行為については、コロンビア特別区控訴裁判所規則に規定されているものと承知をしており、県としては、委託先が米国の法律事務所に再委託したこと等の行為が、同規則でいう非弁行為には当たらないものというふうに考えております。

また本事業の委託料には、米国現地における駐在活動に必要な経費が一括して計上されており、委託先が委託業務の実施に必要な支出を行っておりました。そのうち、現地スタッフの給与や健康保険料、マーキュリー社への専門サービス料など一部の経費につきましては、支払い先の要望等の事情を踏まえ、ワシントンＤＣオフィス社を介して支払うこととされ、委託先が所要額を同社の口座に振り込み、同社がこれを原資として支出をしていたものであります。委託料を原資としたこれらの支出は、同社の赤字を補填するものではなく、ワシントン駐在の活動に必要な経費として、県が負担すべき経費を県が委託料として支払ったにすぎないというふうに考えております。

以上です。

○小渡良太郎委員　この場はあくまで令和６年度の沖縄県の決算の審議になりますから、向こうでの法律はともかくとして、日本のこの沖縄における法律の部分での説明を改めてお願いしたいと思います。このスキーム、今御説明した部分ですね、我々としては委託料を支出する、それを委託先が再投入すると、実質的に公費による損失補塡構造になっているのではないかというふうに考えるんですがどうでしょうか。

○溜政仁知事公室長　お答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社の赤字は、同社が県から提供される資金を、損益取引ではなく資本取引に分類される、いわゆるアディショナル・ペイドイン・キャピタルとして受け入れていることから生じているものであり、同社の運営に影響が生じるものではないと考えております。また、県はワシントン駐在の活動のために必要な経費であって、同社を介して支払われていた経費を委託料の対象として支出していたものであり、同社の赤字を補填する趣旨で支出を行っていたものではないということでございます。

以上です。

○小渡良太郎委員　改めて、この支出行為がですね会計原則及び地方自治法第232条の２、適正な公金の支出というところとどう整合性があるのか説明をお願いします。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員お尋ねのところの支出の正当性につきましてですが、ワシントンＤＣオフィス社が支出していた経費は、私どもの委託料で契約しているところの経費に含まれる内容として、現地スタッフの給与や健康保険料、マーキュリー社への支払いなどでございまして、そのほか事務所の家賃、その他の活動経費と同様に、ワシントン駐在の活動のために必要な経費として、私どもの委託契約の中に含まれる経費として支出をしておりますので、その観点において地方自治法に基づく支出として整合性が取れているものと考えております。

以上です。

○小渡良太郎委員　それでは少し視点を変えて、検証委員会、監査委員等々の指摘があったということを先に申し上げました。この指摘について知事は重く受け止めるというふうに述べておられますが、実際に是正措置、再発防止の具体策、いつどのように講じるかまだ明らかになっておりません。

監査で不適切な事務処理が継続していると明言されたにもかかわらず、組織上の責任処理や契約管理の見直しが行われてないように見受けられますが、現時点での進捗をお聞かせください。

○玉城デニー知事　委員御指摘のとおり、県の事務について、私は知事として包括的な執行管理権限を

有するとともに、内部統制の整備及び運用に関する最終責任者として、ワシントンＤＣオフィス社については地方自治法などの関係法令に基づく手続がなされていなかったという事態が生じたことを重く受け止めております。

このような事態を踏まえ、行政の長として、令和６年12月に法人の設立について文書で意思決定をした上で、株券については公有財産として登録し、駐在職員については営利企業従事許可の手続を取り、令和７年２月に議会に対して経営状況の報告書を提出するなど改善の措置を講じ、令和７年６月にはワシントンＤＣオフィス社の解散等の手続を完了したところであります。

引き続き必要な措置を講じていくとともに、高い透明性の確保を前提に、法的な論点を整理しながら、ワシントン駐在の新たな体制について検討してまいりたいと考えておりますが、現在令和６年の内部統制評価結果を踏まえ、職員の責任に関する調査を実施しているところであり、服務規律の徹底と再発防止に向けた取組を進めながら、公務の遂行に対する信頼回復に全力で努めるとともに、適切な時期に公表してまいりたいと、今進めているところであります。

○小渡良太郎委員　今の答弁にもあった令和６年12月24日付での追認手続についてなんですけれども、そもそも無効と指摘された行為を事後に追認するということによって、適法化できるという法的根拠はどこにあるのか改めて教えてください。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員御指摘の追認のことなんですけれども、これは昨年来、議会その他含めてワシントン駐在員事務所に関する指摘を受けて、昨年の12月ですけれども、その時点での県としての検証を踏まえて、設立に当たっての文書による決裁手続が取られていなかったことなどの課題を踏まえて、文書による決裁手続を取り、そして株券を公有財産に登録をし、当時いた駐在に対しては営利企業の従事許可を取るというふうにしたわけです。

これらの対策といいますか、追認作業については、効果としては、設立当初に文書による意思決定がなされていなかったことについて、正式にこの時点で文書による決裁を行ったということによって、それ以降の駐在が活動できる根拠として使えるというふうになったものですけれども、それは県庁内部の手続の中で効果を発揮するというふうなものだというふうに認識をしております。

以上です。

○小渡良太郎委員　今の答弁少し理解に苦しむんですけれども、行政法上、無効行為の追認は効力を生じないというふうにされております。知事の行為についてむしろ法秩序の安定性を損なうおそれがあると考えるんですが、その点どのように認識されてますか。

○玉城デニー知事　ワシントン事務所の設立に関する調査検証委員会から御指摘があったことについては、ただいま担当部局から答弁がありましたとおり、その是正の措置を図ってきたところであります。先ほども私答弁させていただいておりますけれども、現在は内部統制評価の調査を踏まえ、服務規律の徹底と再発防止に向けた取組を進めるという点において、公務の執行に対する信頼回復に全力で努めてまいりたいというように取り組んでいるところであります。

○小渡良太郎委員　改めてですけれど、追認行為に関する部分と、追認行為を行ったことによる過去一連の行為の正当化というところは、切り離して考えるべきではないかなというふうにも考えております。

次２番に行きます。平和啓発に関する各種事業の統合の必要性とワシントン事務所の連携に関してなんですが、県内外で多様に実施される平和啓発事業について、目的や手法の重複、情報発信の断片化等が見られます。事業内容の再精査や統合・廃止などが必要と考えられますが見解をお聞かせください。

○溜政仁知事公室長　お答えいたします。

戦後80年が経過し、戦争体験者から直接話を聞く機会が減少し、その記憶の風化が危惧される中、県では、沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に継承するため、平和学習の充実、次世代に語り継ぐ担い手の育成確保、平和啓発プロモーションなど、様々な事業に取り組んでいるところでございます。一方、これらの事業の実施に当たっては、各事業の役割分担や連携を強化していくことが重要であると認識しており、引き続き効率的に推進できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○小渡良太郎委員　続いて平和啓発事業の一部が、実質的にワシントン事務所の活動と重複していると見られるんですけれども、この事務所と連携する事業、しない事業が混在散見されていると。独立して予算を持って運用されているという現状があるんですが、整理された考え方があるのかどうかお聞かせください。

○溜政仁知事公室長　ワシントン駐在につきまして、辺野古新基地建設問題を始めとする米軍基地問題の解決については、日本の政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても、沖縄県自らが直接訴えることが重要と考えていることから平成27年度に設置したものでございます。

平和分野に関しては、国連の中満事務次長の沖縄への招聘に向けて、昨年来ワシントン駐在と平和・地域外交推進課が連携して取り組み、今年６月に実現したところでございます。

このほか、各部局からの依頼に応じて、情報収集あるいは関係者との調整を行うなど、できる範囲で駐在は積極的に連携して取り組んできたところでございます。

以上です。

○小渡良太郎委員　国連のほうをお招きした場合の予算というのは、どの部局が持っていましたか。

○溜政仁知事公室長　知事公室でございます。

○小渡良太郎委員　ワシントン事務所はあくまでその手伝いをしたという認識でよろしいですか。

○溜政仁知事公室長　中満事務次長は国連ですので、ニューヨークに主にいるということで、ワシントン駐在が向こうでの調整のコーディネートを行ったということでございます。

○小渡良太郎委員　そういった部分をしっかり整理した方針が持たれているかというところについては、ちょっと具体的な答弁がなかったので改めてお聞かせください。令和６年度時点でですね。

○溜政仁知事公室長　先ほど答弁させていただいたとおり、基本的にはワシントン駐在においては、基地問題の解決のための情報収集・発信を目的として設置されているんですけれども、そのほか各部局において情報収集、あるいはコーディネート等の依頼があった場合は積極的に協力をしているというような形で取り組んでいたところでございます。

以上です。

○小渡良太郎委員　ある程度確認できたので次行きます。３番、ワシントン駐在員活動事業の成果についてなんですけれども、本事業においては違法な法人設立・運営を前提とした活動が継続されてきたということが明らかとなっております。約８年にわたって法令違反を繰り返しでの事業の成果を正当化するということの根拠について伺います。

○玉城デニー知事　先ほどもお答えいたしましたけれども、沖縄県としては、この文書による意思決定や必要な手続の整理を行っていなかったということにより様々な懸念を招いたことについては、重く受け止め是正を図ってきたものであります。

一方で法人の設立及び運営については、現地の弁護士や会計士に委託し、米国の法令に従って適法に行われたと考えております。その上で地方自治法第233条第５項の規定により、主要施策の成果に関する報告書を提出したところですが、この同項の趣旨は、決算が数字で表現される収支計算書であるのに鑑み、具体的にその実績を明らかに示すためとされております。

県の施策のうち、何を主要施策として議会に報告するかは県の判断でよいとされており、ワシントン駐在員活動事業費は、令和６年度予算を提案する際の知事提案説明要旨においても説明している事業であることから、法の規定に基づき、主要な施策としてその効果及び課題を報告したという流れになっております。

○小渡良太郎委員　先ほどから何度か答弁にも見受けられるんですけれども、海外で事業展開する場合、もちろん出先の国の法律を守るということは大前提になります。その上で、私たち日本国、沖縄県ですから、日本の法律または沖縄県の条例も満たした上で活動するというのが当然のことだと思うんですけれども。

その部分について、アメリカのほうは満たしているよというような答弁があっても、日本の法律を十全に守っていたというような答弁が見受けられないように感じます。約８年にわたって法令違反が指摘された中で、その活動から得られたとする成果をもって事業を正当化することもできないと思いますし、また違法・不適切な枠組みの下で得た成果を、行政的にどう評価するのか、今後の政策形成でどう反映させるのかというところは、やはりまず日本の法律、沖縄県の条例にのっとって判断をするということが重要になると考えているんですが。

知事自身の政治的責任も含めて明確な見解をお聞かせください。

○玉城デニー知事　先ほど答弁しておりますので、重ねて答弁するので申し訳ないんですが、この間文書による意思決定や必要な手続の整理が行われていなかったことにより、いわゆる地方自治法上、その他の法令上で様々な疑念を招いたことについては当然重く受け止めております。その上で是正の措置を図るとともに、公務への信頼性を回復させるということで、現在内部統制の規定に基づいて、我々も職員の行為及び長である責任の所在について検討を進

めているところであります。

時期をもってその結果を公表し、より透明性の高い県政運用に努めてまいりたいというように考えております。

○小渡良太郎委員　改めてですね、このワシントン駐在問題というものは疑念じゃないんですよ。違法性も指摘されております。いろいろな部分でちゃんと法に適合しているかというところにも疑義がある。実際に監査でも、また検証委員会でも違法性が指摘されているわけであります。

しっかりと知事責任を果たしていくということは、今までも答弁繰り返されているんですね。非常に重要なことであるんですが、同時に時期をうかがうという答弁もあったんですけれども、この責任の取り方についても、改めてどういうふうな形で、この問題がどれぐらいの大きさを持っているのかということを踏まえて、先延ばしにしているようにしか聞こえない部分もあるものですから、そこのところですね、どう責任を取るのかというところについて改めて知事の考えをお聞かせください。

○玉城デニー知事　重ねて答弁するようで大変申し訳ありません。現在のところ、内部統制の規定に基づいてその責任の所在等につきましてもしっかりと精査をさせていただいているところでございます。ですから、これはあくまでも私見と受け止めていただければと思いますが、年内には、その状況については報告ができるのではないかというように現在の状況を捉えているところであります。

○小渡良太郎委員　このワシントン駐在問題については、この令和６年度が大きな転換点というか、いろいろなものが噴出したタイミングになったかなというふうに感じております。令和６年度決算の審議でありますので、しっかりと決算を閉じる、閉じてはいるんですけれども、ちゃんとこの反省をこのワシントン駐在問題だけではなくて、全て全庁的な問題として捉えて、こういうことが二度と起きないようにということをしっかり反省して、次につなげるということが重要だと考えますので、ぜひそこのところしっかりやっていただきたいと要望して終わります。

○玉城デニー知事　委員御指摘のとおり、ワシントン事務所における、いわゆる地方自治法に基づいた規定が取り組まれていなかった、報告及び文書の保存等ができていなかったということを大変深く受け止めております。このようなことが二度と庁内で起きることがないよう、外郭の団体等への注意喚起も含めて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○小渡良太郎委員　ありがとうございます。

○仲村家治委員長　幸喜愛委員。

○幸喜愛委員　よろしくお願いいたします。

私からは、基地負担軽減に向けた取組についてお伺いしたいと思います。

まず依然として米軍構成員による事件・事故が続き、令和６年度は刑法犯で73件、飲酒運転など52件が発生しています。また、米軍による車両事故が発生した場合、賠償金が支払われるまでの間に１年程度かかることや、賠償の中身も、制度の不備から不利益が生じながらも、被害を受けた側の県民が泣き寝入りを強いられている現状があるとの報道がありました。

その上、県内での訓練の要請も依然多く、県民の不安は解消されていません。基地の整理・縮小が進まない現状を、知事はどのように受け止めておられるかお伺いいたします。

○玉城デニー知事　戦後80年を経た今もなお、沖縄県には在日米軍専用施設面積の約70.3％が集中し続け、県民は過重な基地負担を強いられ続けており、日常的に発生する航空機騒音や、米軍人等による相次ぐ事件・事故などが県民に大きな不安を与えています。

一方政府は、沖縄の基地負担の軽減に全力で取り組むとしながらも、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しているとして、いわゆる南西シフトにより沖縄の基地機能の強化も同時に進めております。

我々沖縄県としましては、日本の安全保障が大事であるならば、その負担もやはり全国で担うべきであるということを繰り返し申し上げており、また日米両政府に対しても、在日米軍基地の一層の整理縮小、県民の目に見える形で基地負担の軽減がなされるよう、引き続き強く求めてまいりたいと考えております。

なお、米軍の公務中による事故に係る被害者補償の迅速化等については、問題点の整理などを行い、日米地位協定のその点においての改定についても強く求めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○幸喜愛委員　こういった相次ぐ米軍絡みの事件・事故に対する対応として、今県はフォーラムを実施しています。フォーラムの実効性についてお伺いします。1995年の10・21県民大会から30年目の本日、

米軍内での性犯罪の半数近くが沖縄県内において発生しているとの報道が今朝ありました。

その中にあって、このフォーラムの果たす役割はとても大きく、とりわけ女性や子どもたちの安心・安全を守るために重要な取組ともいえると思います。このフォーラムに対して、知事がどのように評価し、県としてどのように実効性を高めていくお考えかを伺います。

○溜政仁知事公室長　米軍人等の事件・事故の再発防止のためには、一義的には米軍及び政府が一層の隊員教育の徹底と綱紀の粛正に取り組むべきであり、その上で県や県警も連携することが重要だと考えております。このため、本年５月に開催された沖縄コミュニティー・パートナーシップ・フォーラムでは、米軍人等の犯罪防止に関する関係機関の取組を共有し、今後も連携することを確認しました。

フォーラムの１度の開催で、米軍人等の事件・事故の問題が大幅に解決するものではなく、今回共有された各機関の取組がより効果のあるものになることが重要と考えております。また県としては、女性団体等との意見交換を行っているところでございます。今後のフォーラムでの協議に当該意見を反映させるなど、実効性のある取組へとつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○幸喜愛委員　では最後に、今後の戦略と知事の姿勢についてお伺いします。日米の軍事強化や、自衛隊の機能の拡大が進む中で、県民の基地負担はむしろ増していると思われます。こうした中で知事はどのような戦略と方針で、基地負担軽減を前進させようとしているのかお伺いいたします。

○玉城デニー知事　沖縄県としては、かねてからこの米軍基地の整理・縮小、さらなる基地の返還を求めている中、これ以上の基地負担が生じることがあってはならないと考えており、機会あるごとに、日米両政府に対し沖縄の過重な基地負担の軽減を求めているところです。特に統合計画で示されております、在沖海兵隊約9000人の国外移転については、令和６年12月に、在沖海兵隊約100名がグアム移転を開始したとの発表があったものの、その後の具体的な移転計画はいまだ示されていないことから、本年の８月ハワイにて私が太平洋海兵隊司令官と面談した際にも、この移転計画に係る情報提供を求めてきたところであります。

また御承知のとおり、基地問題の解決には国民的議論を喚起する必要があるということから、県内外でトークキャラバンやシンポジウムの開催などにこの間取り組んできているところですが、引き続き沖縄県としてはあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し米軍基地の整理・縮小や基地問題の解決、事件・事故等の徹底防止などについても強く求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございました。

○仲村家治委員長　玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　消防防災計画における消防防災ヘリの導入について、そのヘリの任務と役割についてお伺いいたします。

○玉城デニー知事　地域防災ヘリは、救助活動や消火活動を始め、遭難者の捜索、災害時における空中からの情報収集や物資の搬送等を実施するほか、ドクターヘリの補完として、救急搬送を担うなど、様々な用途での活動が可能というように考えております。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。なかなかこのドクターヘリと消防防災ヘリの違いというのが分からない中で今、あくまで消防防災ヘリというのは、消防と防災に特化したもので、この補完的な問題でドクターヘリがあるという認識で分かりました。

続きまして、消防防災ヘリの検討経緯についてお伺いいたします。

○溜政仁知事公室長　お答えいたします。

消防防災ヘリについては、平成27年度に北部地域から導入の要望があったことを契機に検討を開始し、令和３年度には１機の先行導入、日中の運行、市町村からの隊員派遣等の基本的な13項目について全市町村の同意を得た上で、沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会を設立し協議してまいりました。

同協議会において市町村と具体的な検討を進め、基地整備場所、機体の仕様、人員派遣費用等で県への要望の４つの議案について可決し、現在市町村へ承認を依頼しているところでございます。

以上になります。

○玉城健一郎委員　まず、つくるに当たって全市町村で合意した内容なんですけれども、この中で、まず最初スタートは１機から始めることだったりとか、まずは日中からスタートするということが合意にあったと思いますけれどその点はいかがですか。

○溜政仁知事公室長　委員おっしゃるとおり、まず前提としましては、１機の先行導入を行うこと、そ

れと、日中の運行というところから始めるということは同意してスタートしているということでございます。

○玉城健一郎委員　その中で設置だったりヘリの購入は県が行った上で、隊員は市町村がやっていく。それが消防としての当たり前のことで、やはり市町村の合意にのっとって、導入というのを進めたほうがいいと思います。石垣市やうるま市が導入についていろいろな御意見がありますが、これは今後の改善点として柔軟に対応すればいいと思いますので、ぜひ今後これについてしっかり取り組んでいただきたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○溜政仁知事公室長　消防防災ヘリの導入につきましては、県及び全市町村で構成する協議会で可決された議案に対し、現在39市町村から承認をいただいているところですが、先ほど御指摘があったとおり、石垣市、うるま市からは承認をいただけていないというところでございます。

県としては、両市から意見のある夜間運航や２機体制について、根拠を持って説明できるよう、既に運用実績のある他県の航空隊を対象に、航空隊発足から夜間運航、あるいは２機体制を取るまでの運用上の課題等を確認し、２市や協議会に説明を行うなど消防防災ヘリ導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○玉城健一郎委員　頑張ってください。

○仲村家治委員長　山内末子委員。

○山内末子委員　よろしくお願いいたします。

私は、ゆがふ製糖工場の整備に関する県の状況について質疑をいたします。

まず、サトウキビが県の基幹作物、基幹産業と言われる根拠、地域経済への波及効果と雇用の創出についての評価をお伺いいたします。

○喜屋武盛人農林水産部長　お答えいたします。

サトウキビは台風、干ばつなどの厳しい気象条件下においても、比較的安定した生産が可能な本県の基幹作物であり、農家所得や地域経済を支え、製糖業とともに、県経済の発展に大きく寄与してきたところであります。沖縄本島における令和６・７年期のサトウキビ生産農家は約4100戸、産出額は約28億円で、製糖業や運送業などでの雇用の創出につながるなど、関連産業への経済波及効果も含め、サトウキビ産業は重要であると認識しております。

○山内末子委員　このような重要な基幹産業だという認識がある中で、本島唯一でありますゆがふ製糖は、老朽化のために、やはり新工場建設を計画をしておりました。当初の300億円から264億円と、かなり事業費も圧縮されておりますけれど、国、県、関係市町村、事業者の費用負担の問題が特に難航しております。

提示されております負担額の調整、財源確保について知事の見解を伺います。

○喜屋武盛人農林水産部長　お答えいたします。

県では、令和７年１月に、地区別で市町村担当課長などとの意見交換を開催し、圧縮後の事業費や農林水産省の新たな事業を説明の上、費用負担の協力を依頼し、負担額の調整、検討を進めてきたところです。また、各地区の市町村会と連携の上、７月下旬から９月上旬にかけて、市町村長への説明会を地区別で開催し、これまでの検討状況や費用負担などを説明して、協力を依頼したところであります。

市町村長からは、製糖工場整備の必要性や、一定の費用負担に理解を示す意見がある一方で、負担軽減等を求める要望がありました。県としましては、引き続き市町村の理解が得られるよう、丁寧に対応してまいります。

○山内末子委員　サトウキビが県の基幹産業、作物ということは皆さん承知だとは思っております。ただ現状といたしましては、やはり高齢化により生産者が少なくなるとか、あるいは若者の後継者がいなくなるとか、遊休地が多くなっていくということで課題が多い中で、市町村が多額の予算をつぎ込むという、その原動力というかまだそこに、考えが至っていないというか大きな課題があると思っています。

そういったことをしっかりと解消していく策、それもしっかりやっていかなければ、この財源の確保というのが市町村も厳しい状況があるかと思いますが、その辺についてはやはり知事もしっかり、県のほうでも、市町村とのこの財源確保、どのようにこれからまた進めていくのか、これにつきましても知事のほうから御見解をお願いいたします。

○玉城デニー知事　非常に厳しい状況が続いている県内農業でございますけれども、先日、農林水産省が調査をして明らかになりましたが、10年後の後継者が決まっていない県内の農地の割合が全体の76％に上るということが明らかになっております。ですから、この後継者不足等を含め、農業の将来性とあわせて、サトウキビ生産の将来性についても、ゆがふ製糖の事業主体となる、その経営計画はもちろんですが、ＪＡや市町村の協力が得られなければ、サ

トウキビの振興については非常に先行き不透明になってしまうという状況に陥りかねません。

ですから、県といたしましては、今後も農家が安心してサトウキビを生産できるよう、まず市町村及び関係団体と連携をして、生産振興に取り組むということを確認するとともに、製糖工場の整備に係る財源の確保に向けては、現在国のほうにも要求をしておりますけれども、引き続き県負担、市町村負担についても、事業主体のゆがふ製糖も含めて、この将来的な負担軽減についてもしっかり協議をしていかなければならないというように考えております。

引き続き努力してまいりたいと考えております。

○山内末子委員　ありがとうございます。

今関係機関のお話もございました。この関係機関からは国に対しまして、既存の補助施策では地元の負担額が大変大きいと。そういうことで補助率の上乗せや、あるいは補助の上限の撤廃を求める、そういうことは今意見交換の中で、あるいは要請をしている中だと思いますけれど、その辺につきましてはどのような見解を持ち、また県としてどう対応していくのか、それについてお聞かせください。

○喜屋武盛人農林水産部長　お答えいたします。

ゆがふ製糖工場の整備に当たっては、農林水産省が新たに創設いたしました新基本計画実装・農業構造転換支援事業の活用について調整を進めておりますが、補助上限額などの課題があり、地元の負担が大きいということは認識しております。そのため知事を先頭に令和７年８月に国に対し分蜜糖製糖工場の安定操業対策に関する要請を行い、同事業の補助率及び補助上限額のさらなるかさ上げなどを要望したところでございます。

引き続き負担軽減が図られるよう、国に対し強く働きかけてまいります。

以上です。

○山内末子委員　お願いいたします。

サトウキビにつきましてはもう農業だけではなくて、先日私も行ってきましたら、そのバガスからジーンズを作ったり、あるいは和紙を作ったりと、いろんな付加価値をつけながら、６次産業も含めて可能性が大変大きいと思います。その可能性をいかにしていくのか。修学旅行であったり、観光あるいは教育など、全てにおいて、農林、文化スポーツ、そして商工労働と多角的な面を考えながら、計画的に進めていくことが必要だと思いますので、その件について最後に知事の見解をお伺いいたします。

○玉城デニー知事　委員御案内のとおり、ゆがふ製糖としても、ぜひこの副産物事業あるいは観光施設としての事業等についても検討していきたいというようなお考えがおありのようですので、ただしそのための財源の確保についても、やはり将来性を鑑みた上で、しっかり計画を立てていかなければならないと思います。引き続き関係団体、市町村、そしてゆがふ製糖とも、そのような将来の方向性についてもしっかり議論をしてまいりたいというふうに考えております。

○山内末子委員　ありがとうございます。

○仲村家治委員長　新垣光栄委員。

○新垣光栄委員　よろしくお願いいたします。

経済労働委員会の総括質疑から（１）戦略的クルーズ観光推進事業を推進することにより生じる様々な課題の対応について。

現場においては港と観光地を結ぶ交通手段が限られております。そのため、２次交通のバスやタクシーの確保、人手不足への対応、さらにごみ問題など、地域住民の日常生活への影響が課題となっているが、県としての対応、取組についてどのように検討をしているのか知事に伺います。

○諸見里真文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では付加価値の高いクルーズ船の誘致を戦略的に展開するため、展示会への出展、ラグジュアリー船、プレミアム船、フライ＆クルーズの誘致に取り組んでおります。その結果本島のみならず、離島についても魅力的な寄港地として人気が高まる一方、寄港回数の増加に伴い、２次交通の問題、ごみの放置やトイレマナー違反など、地域ルールの理解不足による住民生活への影響が課題となっております。

県としましては、現在循環バスの運行や乗降場所への案内スタッフの配置、マナー啓発動画の船内放映を実施しているところであり、引き続き市町村、観光協会等と連携し、観光客の受入れと住民生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○新垣光栄委員　それでは再質問をします。

今、現場の実情を踏まえると課題が多いと思っています。その中で今の県独自だけの対応ではなかなか進まないのではないかなと。

そこで県の支援に加えて、各関係市町村や港湾管理者、そして観光事業者などと、協働体制を構築して協力的に取り組む必要があると思っています。そのためにも県として独自で対応するのではなく、関

係自治体や事業者がその役割分担をしっかり明確にして取り組む必要があると思います。

そういった取組を整理して、実効性のある連携体制を構築していくことが重要だと思っておりますけれど知事の見解をよろしくお願いいたします。

○玉城デニー知事　沖縄県としましては、観光コンベンションビューローを含め様々な関係団体による協議会がそのような問題・課題等についての話し合いを進めておりまして、具体的にどのような手法が取れるのかということについても、県のほうへも様々な要請等も届いているということでございます。

引き続き、今後の世界から選ばれる観光地を目指していくためには、様々な取組についての協議をさらに高めていって、あらゆる方々がステークホルダーとして参画し、そして自ら動いていけるようにという方向へも、ぜひ財源措置も含めた関係団体との連携をしっかり協議してまいりたいというように考えております。

○新垣光栄委員　２つ目ですね。今進捗が遅れているＭＩＣＥ施設整備に係る今後の方針について。

マリンタウン大型ＭＩＣＥ計画の入札が不調に終わった最大の要因は県による魅力発信、そして情報発信の不足にあったと考えてます。

そこで、知事のリーダーシップの下、今後の方針をしっかり示し、この事業を具体的に着実に前に進めていくため、知事の姿勢を明確にしていただきたいと思います。知事の見解をよろしくお願いします。

○玉城デニー知事　ありがとうございます。東海岸地域には、御嶽、それから世界遺産の城跡など、文化施設やスポーツコンベンション、自然、様々な魅力があると認識をしております。

大型ＭＩＣＥ施設の整備につきましては、現在基本計画の改定に向けて事業条件、実現性の高い官民連携の手法、事業スケジュールなどを検討しておりますが、沖縄県としましては、引き続き東海岸地域サンライズ推進協議会と連携し、可能な限り早期の大型ＭＩＣＥ施設の整備に取り組み、東海岸地域の振興による県土の均衡ある発展と、併せて沖縄県の魅力についても発信強化を進めていけるようにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員　ありがとうございます。

○仲村家治委員長　仲村未央委員。

○仲村未央委員　ゆがふ製糖の件です。

重なりましたので、２点目からお尋ねをいたしますが、当然のこととして、ゆがふ製糖の新工場建設、これは沖縄県として必要不可欠であるとの認識でよいですか。

○喜屋武盛人農林水産部長　お答えいたします。

ゆがふ製糖工場は、沖縄本島唯一の製糖工場であります。沖縄本島では約4100戸の農家がサトウキビを生産しており、産出額は約28億円で、製糖業や運送業等での雇用の創出につながるなど、サトウキビ産業は重要であることから、製糖工場は必要不可欠であると認識しております。

県としましては、ゆがふ製糖工場の整備について、引き続き国、市町村、関係団体と協議を進めてまいりたいと考えております。

○仲村未央委員　土地の問題で、これも確保されているその建設用地、今再々延長に入っていて、年度末の令和８年の３月で満期を迎えるわけですけれども、タイムリミットと認識をしますが、県は土地の確保の問題についてどう対応されるのか知事の認識を伺います。

○知念百代商工労働部長　お答えいたします。

現在ですね、ゆがふ製糖株式会社に対しましては、令和７年度末までに分譲用地の取得、そして施設整備に係る資金調達計画等の提出を求めているところです。ゆがふ製糖株式会社につきましては、これまで委員おっしゃっていましたように、２度の期限延長をしてまいりました。

今回の期限であります令和７年度末までに、資金調達計画に係る必要書類を提出いただきたいというふうに考えているところです。土地の確保の状況につきましては、今現在その資金調達の計画等に係る書類をもっての状況によるのかなというふうに今のところ考えているところです。

○仲村未央委員　そうなると今、年末に差しかかっておりますので、その期限も含めて、解決に向けて急がれるタイミングに入っているというふうに理解をいたします。

そして４点目のですね、先ほどの財源問題ですけれども、これどのように決着を図る考えなのか知事の方針を伺います。

○玉城デニー知事　委員御指摘のとおり、用地の取得は、経営計画ともリンクしているわけでございまして、この経営計画についてまだゆがふ製糖が、事業主体となるわけですけれども、市町村との協議を継続して取り組んでおりますし、また国に対しても、ぜひこの国の補助をしっかりと運用できるようにということでの協議も鋭意進めております。

できる限り早期に市町村の納得、協力が得られるよう、県としても様々な案を提案させていただきながら、この関係主体、ＪＡ及び市町村が、行政等と一体となってサトウキビ振興を継続していけるような、そういう仕組みも含めた取組を、しっかり、そして早期に結論を得られるよう頑張りたいと思います。

○仲村未央委員　沖縄県もその負担軽減に関しては国に要請をしています。知事も自ら８月に要請をされたと思うんですけれども、その補助率のかさ上げ等あるいは裏づけとなる財政の支援等ですね、具体的な支援要請を国にされましたが、国のほうの感触はいかがですか。

○玉城デニー知事　この製糖施設の国庫補助につきましては、新基本計画実装・農業構造転換支援事業というものが、まさにこのゆがふ製糖の新しい工場建設の補助に使えるというような感触も得ております。ただその補助率について、現在その上限がかかっているという点も踏まえて、さらなるそのスキームを別に創設できないかということも含めて検討をお願いしております。

また、それに合わせて、県と市町村の負担割合及び市町村間の負担割合の調整についても、現に生産農家がいらっしゃらないという市町村もあるわけでございまして、その分の配分割合をどうするかということについても、様々な形で国とも情報共有をしながら進めているところであります。

○仲村未央委員　市町村との負担割合ですけれど、今１対１で基本的なスキームを組んで調整を図っているところでまだその了解が得られていないということですね。これを１対１から県分をさらに拡充をする、そういったことも含めて調整をされているのかお尋ねをいたします。

○玉城デニー知事　市町村の御意見も踏まえて、どのような配分が適正であるか、また当然そのサトウキビ振興は市町村にとっても大きな方針の一つで掲げていただいているところですので、今後10年20年先のサトウキビ振興についても、ＪＡなどの関係機関と市町村がどのような連携でその農家に対する支援を行っていただくかということについても、我々もサポートする観点から、その仕組みもしっかりつくっていかなければならないというように考えています。

○仲村未央委員　国の糖価調整制度の維持、それから補助率の引上げ、かさ上げと、こういったことをしっかりと引き出していくには、やはり県の踏み込んだ対応というのが非常に今求められている状況なのかなと。それが１つの決着に向けて動かす、大きな動きのきっかけになるのではないかという思いがありますけれども、今一度その市町村との負担割合に関して、知事の方針を強く求めたいと思いますがいかがでしょうか。

○玉城デニー知事　繰り返しの答弁で大変申し訳ございませんが、サトウキビの製糖振興を、今後10年20年、例えばこの工場建設すると、その償還のためには30年規模ぐらいの長いスパンでサトウキビ振興をしていくという基本的な考え方がまずまとまる必要があると思います。

そのことについても、当然県もしっかり後押しをするという思いでおりますので、関係団体、市町村、そしてサトウキビを現に作っていらっしゃる農家の方々が、これからも継続していけるような手法についても、新たに考えていくなどの取組を我々もしっかり出していきたいというふうに考えております。

引き続き取り組んでまいります。

○仲村家治委員長　糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員　よろしくお願いいたします。

１点目の収入未済額の管理の在り方と今後の体制の改善について伺いたいと思います。

この案件につきましては、総務企画委員会における高橋真議員の質疑で指摘された件でありますけれども、同議員からは、小さい金額かもしれませんけれど、この管理の在り方については大変懸念をしているとして総括質疑に上げていただきたいということで提供されました。

まず（１）です。北部合同庁舎における、建物使用料の収入未済額４万82円の発生の経緯と、当局の対応について伺います。

○宮城嗣吉総務部長　収入未済額４万82円は、令和４年度に北部合同庁舎において、売店経営継続を申請した企業に対して、令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間、行政財産使用許可を行ったことに伴う建物使用料でございます。行政財産使用許可書において、使用料の納入期日は別に発する納入通知書によるとして、令和４年５月31日までに収めることになっていましたが、期限までの支払いがありませんでした。

また、使用開始日以後に、当該企業から売店継続が困難であることを理由に使用許可期間の変更申請があり、同年７月31日までの使用期間短縮を承認しました。同日以降、所管課から２度納入通知書の送

付を行いましたが、同年11月22日に債務者の破産手続が開始され、その後同手続が廃止決定されたことに伴い、現在まで使用料未納となっております。

以上です。

○糸数昌洋委員　委員会の質疑の中で、令和４年にこの破産開始のあった事業者について、その交渉記録が一切残っていないと。また関連資料についても僅か２年前のことでありますけれども、残っていないということについて非常に疑義を示しております。

当局から、滞納発生時点でしかるべき措置を取るべきだったという答弁もございましたけれども、（２）の、現場の債権管理の在り方の何が不適切だったのかということについて答弁を求めます。

○宮城嗣吉総務部長　本来、使用料未納のまま納入期限が経過した場合には、速やかに督促状を発布し、債務者へ接触するなど、適切に債権管理を行うことが県の方針として定められております。しかし、本債権発生時においては、担当者のみならず、所管課として債権管理に関する情報共有や、本来行うべき事務処理の意識が足りず、組織として対応が不十分であったことが不適切な債権管理につながったものと考えております。

以上です。

○糸数昌洋委員　本庁から離れた北部合同庁舎で、金額も小さかったということで、そういう様々事情が重なったかと思いますけれども。要因がいろいろあったかと思います。この今後の在り方の改善を、どういうふうに行っていくのかお聞かせください。

○宮城嗣吉総務部長　県では適切な債権管理の徹底、滞納発生の未然防止、債権回収の強化など、収入未済額の縮減に向けた取組を推進するため、平成27年８月に沖縄県における今後の債権管理に関する方針、平成28年９月に適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル、令和３年３月に沖縄県債権管理条例を制定しております。

また担当者向けに、これらの規程に基づく債権管理説明会や、全庁的な調査、ヒアリングを実施することで、各債権所管課による適切な債権管理を推進しております。あわせて、令和６年度から各部等に設置した内部統制専任職員や予算経理班を活用して、本来行うべき事務処理や、他所属の取組事例を広く共有するとともに、各所属で開催するコンプライアンス会議において、職員一人一人が主体的に内部統制に取り組むという意識醸成を図っております。

引き続き担当者向け説明会において、不適切事案の共有を図るとともに、業務プロセス及びリスク発現時の早急な是正措置など、具体的な説明を通して、担当者の知識、スキル向上を支援し、債権管理の一層の適正化を図ってまいります。

以上です。

○糸数昌洋委員　最後になりますが、知事の見解も伺いたいと思います。

○玉城デニー知事　県民等の県行政に対する信頼や信用を確保することは、県政運営にとりまして非常に重要であると認識をしております。沖縄県では、令和２年度に沖縄県内部統制に関する方針を定め、これまで事務の適正な執行確保に取り組んでおりますし、令和６年度からはそのための専任職員の配属をするというようなことについても、その強化を図ってきております。

この内部統制は、各所属においてどのようなリスクが考えられ、どのように備えるべきかなどについてを共有し、職員一人一人が意識して行動することが重要であると考えております。これらの各所属における対策の徹底に加えて、絶対に重大な不備を発現させないという強い意識を全庁で共有しながら、さらなる内部統制の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○糸数昌洋委員　２点目の奨学金返還支援事業の継続実施についてであります。経済労働委員会における上原章議員の質疑からの総括質疑になりますけれども、まず令和４年度からの事業でありますが、これまでの実績と事業効果及び対象の企業や従業員の反応について伺います。

○知念百代商工労働部長　お答えいたします。

本事業は、県内中小企業の人材の確保、定着を目的に実施しているところです。企業が従業員に対して行う奨学金返還支援に対し、企業が負担する経費の一部を補助する事業となっております。本事業を開始した令和４年度の実績についてですが、16社、82名分、総額193万円でしたが、令和６年度には65社、289名分、総額1410万円となっておりまして、人数ベースで3.5倍、金額ベースで7.3倍と増加しております。

また、令和７年度は予算を拡充しまして、８月末現在で66社から277名、約1426万円の申請を受け付けているところです。

本事業への従業員の反応等についてですけれども、この本事業を活用する企業のほうからは学生等

に企業ＰＲがしやすくなった、社員の定着率も向上したといったような声が、そして従業員のほうからは、業務に対するモチベーションがアップしたなどの意見が寄せられております。

そういう意味から一定の効果があったというふうに考えているところです。

○糸数昌洋委員　本事業の課題について伺います。

○知念百代商工労働部長　課題についてですけれども、この事業のさらなる活用の促進を図っていかなくてはいけないというふうに考えておりまして、これについては企業に対する制度の周知、そういったものが課題というふうに認識しております。県ではこれまで制度説明会の開催ですとか、商工会との連携による事業の案内、それから県広報媒体への掲載、ホームページにおける情報発信などにより周知を図ってきたところです。

また制度の導入企業に対しましては、県主催の合同企業説明会への優先出展、そして会場での掲示などのインセンティブを付与することによって、当該事業の推進を図っているところです。今後、周知の強化に向けましては、県内経済団体等への戸別訪問などによりまして、会員企業への制度導入を促していただくように積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○糸数昌洋委員　（３）であります。本事業の要綱等において、代理返還制度、これは令和６年度実績で29件あるという答弁もございましたけれども、きちんともう少し位置づけてですね、周知を図るべきだと思いますけれども見解を伺います。

○知念百代商工労働部長　この代理返還制度は、やはり人材の確保、定着を図る上で非常に効果があると考えておりまして、福利厚生の一環として導入する企業さんが増えているというふうに認識しております。この代理返還制度そのものは、企業にとりましてもメリットがありまして、法人税額の控除の適用ですとか、賃上げ促進税制の対象になるといったことが挙げられます。

また従業員にとりましても、返済の負担軽減に加えまして、所得税や社会保険料の負担増もないといったメリットもございます。こういう意味から本県で実施しております奨学金返還支援事業は、この代理返還制度を活用する企業も積極的に支援の対象としているところです。これまで代理返還制度を推奨していくために、ホームページにおきまして、そのメリットを掲載し、新規申請企業に対しましては、その制度の導入を促してまいりました。

今後さらなる利用の促進に向けまして、各支援機関とも連携し、制度の意義と効果を丁寧に説明してまいりたいと存じます。

○糸数昌洋委員　４点目であります。この事業ですね、中小企業基本法に規定されている中小企業者が対象ということで、県内には数多く医療法人とか、それからまた福祉法人等に働く従業員もおりますので、その方々も対象とすべきであると思いますけれども見解を伺います。

○知念百代商工労働部長　委員おっしゃいますように、中小企業基本法に規定する中小企業が対象となっている事業ではございます。保健医療介護部それから生活福祉部、こども未来部におきましては、医療や福祉の専門人材の育成確保に対する取組としまして、看護師、介護福祉士、保育士の修学資金貸与ですとか、貸与資金免除制度、そして薬剤師の奨学金返還助成の支援等を実施しているところです。

医療福祉分野における人材確保に対する取組というのは、それぞれの分野における課題が様々であり、関係部局において、専門性と公共性の観点から支援策が適切に実施されているものと考えております。

○糸数昌洋委員　最後になります。本事業は令和４年から令和７年度までの事業ということになっております。次年度以降も継続して事業実施するとともに、対象者の拡充についてもぜひ御検討いただきたいと思いますが、最後に知事の見解を伺います。

○玉城デニー知事　本事業は令和４年度の事業開始以降利用実績が年々増加しており、企業から好評を得ておりまして、また支援を受けている従業員からは、継続して働きたいというようなそのような声もあるということで、非常に前向きに支援制度について受け止めていただいているということが、大変私たちも安心といいますか、働ける環境がしっかり確保されているということに非常に効果があると受け止めております。

ただ、現在担当部局におきましては、成果と課題をしっかり検証して、より効果的・効率的に事業が継続できるようにということで、まずその点も踏まえつつ、次年度における概算要求に向けて必要額を精査するようにということで指示をしておりますので、今後もその課題等をしっかりと精査をした上で、より効果的な支援策となるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○糸数昌洋委員　よろしくお願いします。終わります。

○仲村家治委員長　西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　お疲れさまです。お尋ねします。

１番、ワシントン駐在はこれまで多くの成果を上げています。米国政府等関係者や連邦議会関係者、ほかに報道関係者や県人会関係者など、数多く面談を行ってきました。その人数とこれまでの成果を伺います。

○玉城デニー知事　まず私からお答えいたします。

ワシントン駐在は2015年４月から2025年３月までの10年間で、米国政府関係者207名、連邦議会関係者3306名を含む延べ6440名余りの方々と面談等を行い、沖縄基地問題の解決に向けて精力的に情報発信を続けてきております。その結果、2020年６月の米国連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会において、国防権限法案の関連資料に、辺野古新基地建設への懸念事項が記載され採決されたことや、本年９月に可決されました、2026会計年度国防権限法の下院案及び同法案の附帯報告書に、沖縄における軍人による犯罪防止策等について盛り込まれたこと。さらに、複数の有力なシンクタンクの報告書においても、辺野古新基地建設に対する疑問が示されたことなど、米国連邦議会の議論やシンクタンクの考え方に影響を与えたことは非常に大きな成果であったと考えております。また、駐在自らが大学生等を対象に、広く沖縄の基地問題等について説明してきたほか、観光等の情報発信や県産品の販売促進、在米県人会との連携にも重要な役割を果たしてきたものと考えている次第であります。

○西銘純恵委員　政府、議会関係者等で6000名余りとおっしゃいましたけれど、ほかの県人会関係、報道関係合わせたら、万を超える皆さんとこれまで対応されてきたのではないかと思います。米国の労働組合ＡＰＡＬＡの代表団が辺野古調査などで来沖しています。

米国内でも、辺野古新基地に反対する県民やデニー県政を支援するための取組を行っているようですが、活動内容を伺います。

○玉城デニー知事　アジア太平洋系アメリカ人労働者連合、ＡＰＡＬＡはワシントン駐在からの要請を受けて、連邦議会、上下両院の軍事委員会の幹部に書簡を発出し、国防権限法、ＮＤＡＡにおいて、辺野古新基地建設問題やＰＦＡＳ等に関する沖縄県の要望を取り上げるよう求めたほか、今年６月の総会においては、沖縄の人々を支援するという６回目の決議を採択したと伺っております。

私も2023年３月に訪米した際、ＡＰＡＬＡの幹部と面談して今後の連携について意見交換をしたほか、先月も来県した代表団の方々とお会いさせていただきました。ＡＰＡＬＡは全米に20余りの支部と60万人の会員を有しております。ワシントン駐在がこのような広いネットワークを有する団体と連携し、沖縄の米軍基地問題を広く発信することにより、米国内の関係者等の理解を深める効果があったものというように考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　県職員が米国に駐在して、ＦＡＲＡ登録をすることの効果について伺います。

○溜政仁知事公室長　お答えいたします。

米国の外国代理人登録法、いわゆるＦＡＲＡは、外国政府等の代理人として、米国内で活動するものに登録を義務づけ、その活動を報告させ、報告された内容を公表することにより、米国内における外国政府等の影響に関する透明性を高めることを目的としていると承知しております。

ワシントンＤＣオフィス社及び同社の役員としての駐在職員を、ＦＡＲＡに基づいて登録することにより、日常的、継続的に現地で政府関係者や連邦議会関係者等に対し、直接沖縄の状況や県の考え方を説明するなどの活動ができたものと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　米国内において、日常的、継続的につながりを持って活動して成果を上げてきたのは、駐在とＦＡＲＡ登録が重要な役割を果たしてきたということだと思います。知事訪米に果たしてきた駐在の役割と成果を伺います。

○溜政仁知事公室長　お答えいたします。

2015年以降、ワシントン駐在は計８回の知事訪米に対応しており、モンデール元副大統領との面談や、ペリー元国防長官を招いてのシンポジウムの開催などを実現しております。

昨年９月の訪米においては、駐在が日頃から培ってきた人脈を活用し、連邦議会議員や、有識者等との面談の取り付け、共和党系シンクタンクであるハドソン研究所での講演、民主党のプログレッシブ議員連盟の定例会でのスピーチ、議員補佐官を集めたブリーフィングといった新たな取組を実現し、知事の考えを正確かつ効果的に伝える上で大きな役割を果たしてきたと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　ワシントン駐在の閉鎖によってどのような支障が出ていますか。

○溜政仁知事公室長　ワシントン駐在はこれまで培ってきたネットワークを生かしながら、米国政府や連邦議会関係者等との面談を重ね、沖縄の基地問題の解決について精力的に働きかけを行ってきたところです。

現在、ワシントン駐在が不在であるため、対面での働きかけ等を日常的かつ継続的に行うことが困難な状況であり、現地でのタイムリーな情報収集については影響が既に生じております。

さらに今後、連邦議会の中間選挙等で、議員や補佐官の入れ替わりが想定される中で、これまで培ってきたネットワークを維持して働きかけを行うことに影響が生じることを懸念しております。

以上です。

○西銘純恵委員　沖縄からではできないことをＦＡＲＡ登録、ワシントン駐在がやってきたということで、大きな支障が出ているということも言われました。駐在の早期再開に向けての取組をお伺いします。

○溜政仁知事公室長　県としては沖縄の基地問題の解決を図るためには、引き続き米国において、これまで培ってきたネットワークを生かし情報収集や情報発信を行うことが必要であると考えております。このため、ワシントン駐在については、高い透明性を確保した上で、新たな体制で再スタートできるよう、法人設立の要否、ビザの種類に関する検討など、可能な限り早期の再開を目指して取り組んでいるところです。

今後検討結果を取りまとめた上で、議会にも十分説明し適切な時期に予算を提案したいと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　10年前に翁長県政がワシントン駐在を開始したんですよね。本当に全国的に前例がないことで、そんな中でワシントン駐在について様々な指摘がなされて、今県が取り組んでいると思うんですが、知事は指摘を受けたことを今後どう生かしていきますか。

○玉城デニー知事　現在議会における百条委員会や、それから調査検証委員会、監査結果報告書などの指摘等を踏まえて、問題点を整理し、問題が発生した要因を分析した報告書を作成しているところであります。

今後、報告書を公表して、議会や県民の皆様に対する説明責任を果たすとともに、新たな体制についても、反省点を踏まえ、高い透明性を確保できるよう、十分な検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　本当にワシントン駐在を置かなければならない理由って何でしょうか。それは沖縄の米軍基地の実態を日本政府が米国政府に伝えないからですよね。新基地反対の民意を米国に伝えないからですよね。軟弱地盤で辺野古埋立ては技術的にも不可能だということを伝えないからですよね。

本当に政府が沖縄の苦しみに向き合っていない。だから沖縄は頑張らないといけないと思っています。米兵による性暴行で人間の尊厳が踏みにじられて、事件・事故、爆音被害、ＰＦＡＳ汚染など、米軍基地問題の解決に向けて沖縄県が独自に取り組むことは大きな意義があると思います。

最後に、ワシントン駐在を早期再開するための知事の決意を伺います。

○玉城デニー知事　ワシントン駐在は沖縄の基地問題の解決に向けて、米国政府や連邦議会関係者等へ、精力的に働きかけを行い、その結果、米国連邦議会の議論やシンクタンクの考え方に影響を与えるなど、先ほども答弁させていただいたとおり、大きな成果を上げてきております。

沖縄県としては沖縄の基地問題の解決を図るためには、米国においてこれまで培ってきたネットワークを閉ざすことなく、引き続き継続して生かしていくことが重要だと考えております。情報収集や情報発信を行うことが必要であるということは論をまたないと考えております。

このため、ワシントン駐在につきましては、高い透明性を確保した上で新たな体制で再スタートできるよう、法人設立の要否、ビザの種類等に関する検討を行っているところであり、その結果を取りまとめ、もちろん議会にも十分説明をさせていただいた上で、適切な時期に予算を県議会に提案し、議決を得ることにより、可能な限り早期に再開し、沖縄の基地問題の解決の促進にもつなげてまいりたいというように考えております。

引き続き、御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

○西銘純恵委員　この10年間のワシントン駐在の役割、成果というのが、ほとんど県民の中にはなかなか知らされていなかったと、私、今本当に県議員としても痛切に感じています。ですから成果をね、県民に知らせていくという様々あると思うんですけれど、この広報についてぜひ取り組んでいただきたい

ということを要望して終わります。

○玉城デニー知事　このワシントン駐在の成果につきましても、県としてなかなか情報発信が行き届いてないということも十分反省すべきだと考えております。その点についても、部局においてどのような発信の方法が効力があるかということについても、十分検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○仲村家治委員長　瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員　１番の基地負担軽減に向けた取組について伺います。幸喜委員とかぶりますけれども改めて伺います。

米軍基地の負担軽減がなかなか進まない中、日米の軍事強化や自衛隊による基地負担も増えております。基地負担の軽減についてどのように考え、取り組もうとしているのか。自衛隊による基地強化の状況に対する見解も、この答弁ではいただけたらと思っております。知事の見解を伺います。

○玉城デニー知事　答弁させていただきます。

沖縄県としては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えており、機会あるごとに、日米両政府に対し、沖縄の過重な基地負担の軽減を求めているところです。特に、統合計画等に基づく在沖海兵隊の約9000人の国外移転については、本年８月にハワイにて私が太平洋海兵隊司令官と面談した際にも、海兵隊約100名のグアム移転以降の具体的な移転計画に係る情報提供を求めております。

また、この基地問題の解決のためには、やはり国民の皆さんが自分事として受け止めていただくことが重要であるというところから、国民的議論を喚起する必要があるということで、県内外ではトークキャラバンやシンポジウムの開催などに取り組んでおります。引き続きあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、沖縄における米軍基地の整理縮小や基地問題の解決を粘り強く求めてまいりたいと考えております。

なお自衛隊につきましては、米軍の機能や規模が縮小されないまま、自衛隊の配備の拡張が同時に進められることは、沖縄の基地負担の増加につながるという点からしても、負担軽減は、まず米軍の削減と自衛隊の配備について併せて検討する必要があるというように考えておりまして、政府に対しても、そのような観点から、しっかりと取り組んでいただくよう求めているところであります。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　最近では与那国に関しても、町長が変わって、これ以上の自衛隊の機能強化については慎重な姿勢を示すというところにも転換をしてきております。そのようなところとも知事も連携をしながら、この自衛隊の基地負担の課題についても取り組んで向き合っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

質問取りの際に伺いましたけれども、嘉手納以南の米軍基地返還の要請の取組状況について見解をもしいただけましたらお願いいたします。

○溜政仁知事公室長　嘉手納以南の米軍基地の整理統合・縮小等につきましては、ＳＡＣＯの最終合意あるいは統合計画で示されたものについて政府において進められているところでございます。現在、例えばキンザーにおいては倉庫群を読谷等に移転させる等の作業を沖縄防衛局のほうで鋭意進めているということを聞いております。

ただ予定されている示されていた期間は、おおむね過ぎているところでございますが、防衛局において移転のほうは進めているというふうに承知しているところでございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　具体的な返還のスケジュールが示されるよう、これからもしっかりと求めていただきたいと思いますのでお願いいたします。

２番は西銘委員のほうの質疑とかぶりますので取り下げます。

次に、２番となっていますが３番の北谷浄水場におけるＰＦＡＳ汚染対策に関わる県の方針について伺います。

今後想定される、北谷浄水場におけるＰＦＡＳ汚染除去の高機能粒状活性炭取換えに関わる多額の事業費負担課題について、米軍基地内への立入調査による汚染源の特定と、原因者あるいは施設提供者に対する費用負担を求めるに当たり、今後の日本政府、米国政府への働きかけをどのように行うか知事の見解を伺います。

○玉城デニー知事　重要な水源である比謝川や、嘉手納井戸群から検出されるＰＦＯＳ等につきましては、企業局の調査により、その主な汚染源は嘉手納基地内にある蓋然性が高いと考えております。このＰＦＯＳ等汚染の対策費用は、施設提供者である国が負担すべきものと考えており、これまでもあらゆる機会を通して国に対し要求を行ってまいりました。

また、本年８月に行った軍転協による国への要請においても、企業局浄水場の粒状活性炭の取換え費用については、既存の制度によらない新たな制度による費用負担を求めることを追加したところであります。

基地の蓋然性が高いＰＦＯＳ等の汚染について、私は汚染原因の究明と必要な対策の実施並びに基地内への県職員の立入調査を、国及び米軍に対しても引き続き強く求めてまいりたいと考えております。

○瑞慶覧長風委員　ちょっと今駐在がいない中で、米国に対する直接の働きかけというものの支障も出ているというふうに思いますけれども、知事が直接的にこの件に関しても、米国を訪問されて働きかけを行っていただく必要もあるのかなというふうに思っております。そのことについて、もし言及できるようでしたらお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

○玉城デニー知事　この間、国連特別報告者でありますマルコス・Ａ・オレリャーナさんを招聘し、講演を行うとともに、氏が国連に対して、その報告書の提出を進めているというようなこともございます。つまり、このＰＦＯＳの汚染は、私たちの命の水の問題であるということが、世界的にその改善が求められている。特に米軍基地を受け入れている地域でも、そのような要求が高くなってきているということを、米国が当事者としてしっかりと受け止めることがやはり重要であるというふうに我々も認識をしています。

引き続き機会を見まして、私もそのような要望・要請について、自らアメリカを訪問をし、各議員及び関係者の方々に対して、その解決のための理解を求める行動を提起してまいりたいというふうに考えております。

○瑞慶覧長風委員　知事答弁ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

最後、委員会質疑でもやりましたけれども、改めてこの今想定されている粒状活性炭の取換えに関わる年間の費用についてどのようなものか、以前の事業では、４年間かけて年間約４億円の費用ということですけれども、現状の想定を伺います。

○宮城嗣吉総務部長　お答えいたします。

今現状、高機能の活性炭を整備しているところです。それ以前の活性炭の費用と比べますと、年度当たり約3.5億円コスト増となるということで試算しているところでございます。

今現在導入している高機能活性炭については４年間で約16億円かかりました。ただしこれが今後あと何年維持できるのかというところによりますが、年度当たりにすると3.5億円のコスト増になるということでございます。通常の活性炭と比べて、約3.5億円のコスト増になるということで試算しているところでございます。

○瑞慶覧長風委員　分かりました。ありがとうございました。

○仲村家治委員長　當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　委員長、休憩お願いいたします。

○仲村家治委員長　休憩いたします。

（休憩中に、ゆがふ製糖の質疑については取り下げる旨申出があった。）

○仲村家治委員長　再開いたします。

○當間盛夫委員　まず知事、県民から負託されている公金、基金についての効率的な運用を行うことに対して、知事の見解をまずお聞かせください。

○玉城デニー知事　お答えいたします。

基金を含め、県公金のより効率的な運用による自主財源の拡大に向けた取組は重要であると認識しております。効率的な県の公金の運用につきましては、積極的な債券による運用も含め、沖縄県における課題を整理し、他県における取組なども参考にしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○當間盛夫委員　知事、この37基金のうち、約2000億円の基金の残高、平均残高からすると1700億円になるんですが、この基金の運用収益で１億5000万円という、低いというのか、知事のこの運用収益含めたこの基金の在り方等々、もう一度認識をお聞かせください。

○玉城デニー知事　御指摘のとおり、沖縄における基金の運用実績は、東京都や群馬県等と比較すると低いという状況にあるものと承知しておりますが、その要因としてやはり債券による運用が少ないことにあるということも同時に受け止めております。他方債券による運用をしていない団体もあるということもありまして、各都道府県における公金の運用状況は様々であるということも認識しております。積極的な債券による運用も含め、より効率的な県公金の運用については、他県の取組なども参考にしながら、そこは、鋭意取り組んでまいりたい、検討してまいりたいというふうに考えております。

○當間盛夫委員　ということは、これまでは基金の運用収入を増やすというような考えは、対策を含めて知事としてなかったということでいいですか。

○玉城デニー知事　そのような活用方法について、従来非常に少なかったという点を含めますと、さらにその活用方法については他県の状況なども参考にしながら、検討に値すべきではないかというように考えている次第であります。

○當間盛夫委員　我々監査の審査でよく依存型ということがあって、自主財源を増やさないといけないという中で、こういう2000億円あるこの基金の状況というものを、他府県のこの基金の状況というのは知事はどう認識してますか。

○玉城デニー知事　それぞれの県において、公金の運用については安全かつ丁寧に運用を行っているものというように認識しております。

○仲村家治委員長　休憩いたします。

（休憩中に、當間委員より他県と比べて沖縄の基金の状況をどう認識しているのか聞いている旨説明があった。）

○仲村家治委員長　再開いたします。

○玉城デニー知事　失礼いたしました。そのような運用の方法についても、現在同類他府県と同じように人口規模、予算規模を比較をしながら、沖縄県の可能な運用状況について、検討しているということでございます。

○當間盛夫委員　検討するということは次年度、令和８年度からは、皆さんが言うこの他府県並みという他府県の状況を見ながらということになるんですけれど。令和８年度には運用方法ということをいろんな形で検討していくということでいいんですか。

○玉城デニー知事　今来年度予算編成においてその点も含めて、検討しているということであります。

○當間盛夫委員　知事、一括運用は今できる状況にありますか。

○友利公子会計管理者　お答えいたします。

一括運用ですけれども、基金の効率的な運用ということで他県においての一括運用ということもあるとは承知しておりますけれども、整理しなければいけない様々な課題もございますので、他県の状況も参考にしながら、また執行機関のほうとも連携をしながら調査研究をしていきたいと思います。

○仲村家治委員長　休憩いたします。

（休憩中に、當間委員より沖縄県が規程等含め、一括運用できる状況にあるのかを聞いている旨説明があった。）

○仲村家治委員長　再開いたします。

○玉城デニー知事　現在は個別の基金ごとで管理及び運用しておりまして、沖縄県公金管理運用方針第４の３の（２）で、預金または債券によりそれを運用しているという状況であります。

○當間盛夫委員　一括運用というのは我が沖縄県ではまだやっていないんですね。規定がないということなんですね。ですから、私はこの２番目で問うんですけれど、公金管理の基本方針を策定し、公金管理に取り組むことについて知事の見解を伺います。

○玉城デニー知事　当然新たな運用方法あるいは公金のさらなる使用の拡充等については、その規定をはっきりさせた上で運用すべきであろうというように認識しておりますので、引き続きその点についても検討してまいりたいと考えております。

○當間盛夫委員　知事、本当にこれから金利がいろいろなもので上がっていくという状況になっているんですね。知事も認識をお持ちだと思うんですけれど、今のこの基金の債券の割合ってお手元にあるかと思うんですけれど。この債券が103億円の、運用の全体の5.8％、約６％しかないんですよ。この債券の運用の仕方ということを知事これからどう考えていきますか。

○玉城デニー知事　その債券の運用についても、今検討を重ねているところでありまして、沖縄県には、その債券の運用についても、十分検討しうる体力があるというように認識をしております。

○當間盛夫委員　やはり、我々沖縄県は県債の残高も少ないんですね、いろんな各都道府県に比べても少ない。その一方でこの基金というのは、九州や他府県に比べても我々平均残高が高いんですよ。だからこの運用するというのは大変大事なものがあって、公金ですので、県民からやはり負託された公金管理をどうするのかということを考えると、やはり他府県をもっと勉強して、この公金管理で債券をどういう形で運用していくということを踏まえながら、公金の運用の在り方を、知事、ぜひホームページ等で県民等にも示すべき事項だというふうに思っているんですが、その件に対してどうでしょうか。

○玉城デニー知事　委員御提案のとおり、やはりこの公金の活用や使用状況について、県民に見える化を図るということは非常に重要なことだと考えておりますし、それによって、県に対する信頼、あるいは、県が発注する各事業等の受注についてもまた、各業界での意欲につながれば、またさらに、それを雇用でありますとかあるいは経済の循環などのサイクルとしていけるようなことも含めますと、ホームページでの掲載を含めた県民に対する広報活動については、しっかりと検討していくことが重要である

と考えております。

○當間盛夫委員　よろしくお願いします。

○仲村家治委員長　以上で、知事に対する総括質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

どうぞ御退席ください。

（休憩中に、執行部退席）

○仲村家治委員長　再開いたします。

本委員会に付託された議案等に対する質疑は全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

（休憩中に、議案等の採決の順序等について協議）

○仲村家治委員長　再開いたします。

これより議案等の採決を行います。

まず初めに令和７年第５回議会乙第13号議案令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について採決をいたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、令和７年第５回議会乙第13号議案は可決されました。

次に、令和７年第５回議会認定第２号から同認定第24号までの、決算23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの決算23件は認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、令和７年第５回議会認定第２号から同認定第24号までの決算23件は認定されました。

次に、令和７年第５回議会認定第１号令和６年度沖縄県一般会計決算の認定についての採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員　ただいま議題となっております認定第１号令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について、私ども沖縄自民党・無所属の会としては、令和５年度決算において、違法な設立運営が明るみとなったワシントン事務所に関し、ワシントン駐在員活動事業費の予算執行の違法性を根拠として、一般会計決算を不認定としたところであります。令和６年度においても同じようにワシントン駐在員活動事業費として、予算が組み込まれ、決算も出ております。

知事は、令和６年12月24日付で法人設立に関する追認手続を行ったとしておりますが、この追認行為によって、過去の一連の行為が正当化されるという、法的根拠については、百条委員会等の審議においても何ら明らかとなっておりません。また知事自ら設置した検証委員会からも、違法の疑いを指摘されております。監査委員からは、不適切な事務処理が継続されていたという指摘もございます。

令和６年度における同事業の予算執行についても、違法の疑いを免れないものであるというべきであると考えております。従って、令和６年度沖縄県一般会計決算については、不認定とすべきであると思いますので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○仲村家治委員長　ほかに意見、討論等はありませんか。

（「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　意見、討論等なしと認めます。

以上で意見、討論等を終結いたします。

これより、令和７年第５回議会認定第１号を採決いたします。本決算は、挙手により採決いたします。　なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本決算は、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、令和７年第５回議会認定第１号は認定されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の処理を全て終了いたしました。

委員の皆様、大変御苦労さまでございました。

これをもって委員会を散会いたします。

決算特別委員会議案処理一覧表

議案番号	議案名	議決の結果
令和７年第５回議会 乙第13号議案	令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	全会一致 可決

決算特別委員会決算処理一覧表

認定番号	決算名	議決の結果
令和７年第５回議会 認定第１号	令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について	多数 認定
令和７年第５回議会 認定第２号	令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	全会一致 認定
令和７年第５回議会 認定第３号	令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認定第４号	令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認定第５号	令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認定第６号	令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認定第７号	令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認定第８号	令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認定第９号	令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認定第10号	令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認定第11号	令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認定第12号	和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認定第13号	令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認定第14号	令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認定第15号	令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認定第16号	令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認定第17号	令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	〃

認　定　番　号	決　　算　　名	議決の結果
令和７年第５回議会 認　定　第　１８　号	令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	全会一致 認　　定
令和７年第５回議会 認　定　第　１９　号	令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認　定　第　２０　号	令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認　定　第　２１　号	令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認　定　第　２２　号	令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認　定　第　２３　号	令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
令和７年第５回議会 認　定　第　２４　号	令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について	〃

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　仲　村　家　治